

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年5月18日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

道内鉄道の観光利用促進動画発信事業委託業務

(2) 業務の目的

新たな交通需要の掘り起こしを行うため、道内の各路線が有する特性や魅力等を活かし、新たな鉄道旅のスタイルや魅力を発信する動画を制作するとともに、効果的に訴求できる媒体によりプロモーションを実施することで、鉄道の観光利用促進と沿線地域の活性化を図る。

(3) 業務の内容

(ア) 動画の制作・発信

ア 制作内容

- ・ 今まで道内鉄道をあまり利用してこなかった（利用する機会がなかった）層をターゲットに設定のうえ、そのターゲットに対して新たな鉄道旅のスタイルや魅力を発信し、実際に「乗る」行為へと繋げていく動画を制作すること。
- ・ ターゲットの設定にあたっては、その理由や根拠（鉄道利用が少ないことがわかる客観的データなど）を示すこと。
- ・ 提案する鉄道旅のスタイルや魅力は、乗ること自体に楽しみを見出すものとし、例えば一般的な沿線の観光地紹介など、自家用車等で代替可能なものとししないこと。
- ・ 一部の地域に偏らないよう、複数の線区を選定のうえ動画を制作すること。
- ・ 必要に応じて新たな鉄道旅のスタイルや魅力のキャッチコピー等を設定するなど、ターゲットに対して効果的に訴求できるよう工夫すること。

イ 著名人の起用

- ・ 動画には、設定したテーマに適した著名人が出演するものとする。
- ・ 出演する著名人については、道内外において知名度が高い人や、自らのSNSアカウントに多くのフォロワーを有する等の発信力がある人などを選定すること。

ウ 制作本数・再生時間

- ・ 1本10分以上の動画を複数本制作するとともに、2～3分程度の短縮版も制作すること。制作した動画はYoutubeなどの動画配信サービスにより発信すること。

エ 二次利用

- ・ 制作した動画は少なくとも令和5年度末まで二次利用を可能とすることとし、出演する著名人の承諾を得ていること。

オ 地域との連携

- ・ 必要に応じて地域の関係者と連携し、特産品の紹介や沿線地域のプロモーション等を組み入れること。

(イ) 動画のプロモーション

- ・ 掲載した動画の視聴者を増やすため、ターゲットに対して効果的に訴求できる広報媒体（例えば、テレビ番組のコーナーに取り込む等のタイアップやCM告知、SNS広告など）を複数選定のうえ、プロモーションを実施すること。
- ・ 著名人自身の有するSNS等による情報発信を行うなど、「乗る」行為へと繋がるよう工夫すること。
- ・ 各動画の視聴回数が3万回以上となるようプロモーションを実施すること。

(ウ) 報告書の作成

上記（ア）（イ）について実施成果（実施内容のほか定量的な実施効果など）を取りまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）5部及び電子媒体一式を提出するものとする。

(エ) その他

- ・ 動画の内容や取材先、起用する著名人、プロモーション手法などは協議会と協議の上、決定すること（ラベンダー編成などの観光列車や、特定の旅行企画を組み入れるよう調整させていただく場合があります）。
- ・ 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症や大規模自然災害の発生など突発的な事態や日々変化する状況に柔軟に対処できるよう、協議会と連絡を密にしながら臨機応変に対応すること。

(4) 委託期間（契約期間）

契約締結日から令和4年（2022年）3月18日（金）まで

(5) 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道鉄道活性化協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和3年（2021年）5月28日（金）16：00（必着）
 - イ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山本）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
電話 011-231-4111（内線23-815）
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和3年（2021年）5月18日（火）から5月28日（金）まで
- (2) 交付場所
前記3の（1）のイに同じ。
ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、北海道鉄道活性化協議会のホームページからもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。

(2) 前記(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和3年(2021年)6月11日(金)16:00(必着)

イ 提出場所 前記3の(1)のイに同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。(日時、場所は別途通知。)

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)
- (3) 電話番号 011-231-4111(内線23-815)

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。